

## 届出対象建築物

届出の対象となる建築物については、次のとおりです。

### ■ 特定建築物

床面積（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積）の合計が2,000㎡以上の建築物（一戸建ての住宅・長屋を除く）  
→ 特定建築物環境計画書により、環境配慮の取組を提出してください。（提出義務があります。）

### ■ 特定外建築物

床面積（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積）の合計が2,000㎡未満の建築物（一戸建ての住宅・長屋を除く）  
→ 特定外建築物環境計画書により、環境配慮の取組を自主的に提出することができます。（提出義務はありませんが任意に提出することを推奨します。）

## 届出の手続き

### ■ 建築確認申請前

特定建築物の新築、増築、又は改築をしようとする方は「特定建築物環境計画書」を作成し、建築確認申請をしようとする日の21日前までに市長に提出してください。

また、特定外建築物の新築、増築、又は改築をしようとする方も同様に「特定外建築物環境計画書」を作成し、建築確認申請をしようとする日の21日前までに市長に提出することができます。

### ■ 変更時

特定（特定外）建築物環境計画書に記載されている事項を変更する場合は、変更内容により、速やかに又は変更に係る工事着手予定日の15日前までに届け出てください。

### ■ 工事完了時

工事が完了した場合は、速やかに届け出てください。

### ■ 提出先

直接次の窓口までお持ちください。  
事前にご相談ください。

まちづくり局指導部建築管理課  
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地（明治安田生命ビル11階）  
TEL 044-200-3026

※「CASBEE川崎」の使用方法を含めた「建築物環境計画書作成マニュアル」及び、提出書類の様式等は、次の川崎市ホームページからダウンロードできます。  
<http://www.city.kawasaki.jp/jigyou/category/76-6-2-0-0-0-0-0-0.html>

## 届出内容の公表

届け出いただいた特定（特定外）建築物環境計画書等の概要を、担当窓口及び川崎市ホームページで公表します。  
（図面や仕様書等は公表されません。）

## CASBEE川崎の環境配慮項目

CASBEE川崎には、建築物の環境性能を総合的に評価するため、多数の環境配慮項目があります。  
また、川崎市の地域性等を踏まえ、建築に際して特に取組を推進していただく4つの重点項目を設けています。

